**開放形態一覧**

１．申請する開放形態（該当する項目に○印）

|  |  |
| --- | --- |
| 運動場 | 休 日 ・ 夜 間 |
| ※自由開放（運動場） | 休 日 ・ 夜 間 |
| 体育館 | 休 日 ・ 夜 間 |
| 教室 | 有 ・ 無 |
| 市民図書室 | 有 ・ 無 |
| 地域貢献事業 | 有 ・ 無 |

※自由開放（運動場）は自由開放指導員を配置して個人利用のために開放するもので、

　 団体利用の運動場開放とは異なります。

・休日とは、土日祝の９：００から１７：００までの時間帯の活動です。

・夜間については、運動場および体育館は日数の制限はなしで、

１８：３０から２０：３０までの時間帯の活動です。

２．新規開放形態 （新年度から新たに実施する形態がある場合に記入）

３．休止する開放形態 （新年度から休止する形態がある場合に記入）